

2024年度事業報告

【公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会の責務】

2024年度も定款第3条に定める「保健医療分野における福祉サービスの充実と向上を図り、社会福祉士による福祉サービスが提供される環境を整備し公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与する」ために、「中期事業計画」（2022～2025年度）に示した「基盤整備に向けた取組」「人の尊厳、人権を尊重するソーシャルワークの推進に向けた取組」「専門性向上に向けた取組」を進めることを目標に取り組んだ。2024年1月1日に発生した令和6（2024）年能登半島地震への災害支援活動に石川県医療ソーシャルワーカー協会と協働して取り組み、「いしかわ総合スポーツセンター」（1.5次避難所）へ、延べ949名の医療ソーシャルワーカーを9月末まで派遣した。また、石川県珠洲市とは「社会福祉士等相談支援事業」の業務委託契約を結び、現在も医療ソーシャルワーカー1.5名を派遣中である。各事業計画の達成状況は以下のとおりである。

1. 基盤整備に向けた取り組み

(1) 危機管理体制の構築

能登半島地震への災害支援活動と並行して「災害支援ガイドライン」の作成を行った。

(2) 会員情報の適切な管理・活用

会員情報データベース化事業をホームページやメルマガ、全国大会等で広報し、現在の登録者数は約34%となった。会員情報データベースを用いた専門領域等のソーシャルワーカーの検索の活用を行い、データの公開に向けても取り組みを開始した。

(3) 全国の都道府県医療ソーシャルワーカー協会（以下、「都道府県協会」）の情報の集約

全国医療ソーシャルワーカー協会会長会を通じて基礎調査を実施し、初めて全48協会から回答を得ることができた。

(4) 人材確保

「社会福祉を学ぶ学生のための医療ソーシャルワーク学生講座」の継続開催、チーム医療推進協議会の「まんが冊子（医療ソーシャルワーカー）」の配布及び年2回開催の高校生対象職業紹介の機会にも参加して医療ソーシャルワーカーの魅力の発信を行った。

(5) 日本医療ソーシャルワーカー協会75年史発刊の検討

発刊に向けて2025年度に編集委員会を立ち上げられるよう、2024年度は検討チームを発足させた。

(6) 団体統合の模索

日本社会福祉士会との共同事業（事務所統合の継続協議）については、災害支援活動やこども家庭ソーシャルワーカー事業等の影響で1回の開催に留まった。協会内では臨時理事会を開催し、本テーマについて経過の共有を図った。

(7) その他 業務所掌の変更

2025年4月から医療ソーシャルワーカーの業務の所掌が厚生労働省健康・生活衛生局から医政局へ移管されることの事務連絡が発出され、経過説明文書を作成（巻末掲載）し会員及び都道府県協会へ周知を行った。

2. 人の尊厳、人権を尊重するソーシャルワークの推進に向けた取り組み

(1) トリプル改定（診療報酬・介護報酬・障害福祉等サービス報酬）の説明と要望事項の周知を

11県協会13会場で行った。

(2) 調査研究事業の推進

①在宅医療ソーシャルワーク、②老健ソーシャルワーク、③循環器病対策及び総合支援センターモデル事業、④こども家庭ソーシャルワーク等の関連事業を実施した。

(3) 社会貢献事業の推進

医療領域における患者の権利侵害をなくし人権が尊重されるために、医療基本法策定の推進を活動の基本に据え、個別活動では①患者の権利法、②身元保証人問題、③依存症リカバリーソーシャルワーク、④ハンセン病者支援、⑤災害支援、⑥国際ソーシャルワーク等の事業を実施した。

(4) 全国大会（大分大会）の開催

大分県医療ソーシャルワーカー協会と協働し、6/15～6/16の日程で「近未来型の MSW を追う～新時代のエントランスに立って～」を大会テーマに、参加者1,131名（現地参加 634名）で開催した。

(5) 医療ソーシャルワーカー業務指針の改定

厚生労働省内の業務分掌変更が2025年4月に実施されることになり、2025年度より医政局を窓口協議できるよう協会内での協議に着手した。

3. 専門性向上に向けた取り組み

(1) 研修実施体制の効率化

①e-ラーニング化、②チーム化、③各都道府県協会及び他団体との共催等を行った。

(2) 認定医療ソーシャルワーカー及び認定社会福祉士の取得推進

専門職である以上、自己研鑽により一定水準以上の実践を行う責務がある。認定の取得はその証であることを共通認識とし、認定取得者を拡大できるよう事業を実施した。

(3) スーパービジョンの普及

認定医療ソーシャルワーカーから認定社会福祉士への課程にはスーパービジョンが不可欠である。医療ソーシャルワーカー業界内にスーパービジョン文化を定着させるよう事業を実施した。

(4) 国際交流事業の推進

新型コロナウイルスのパンデミック、戦争、災害、気候変動、SDGs等、国際的課題への視点の共有と理解の促進を図った。

(5) 苦情対応

本年度、事務局に寄せられた苦情は2件であった。

(6) 朝日新聞の報道（老人ホーム紹介会社との関係）に関連した対応

朝日新聞の報道に対し異議を申し入れ（巻末掲載）、会員に対し退院援助は、「医療ソーシャルワーカー業務指針」「ソーシャルワーカーの倫理綱領」「診療報酬」に位置づく業務であることの注意喚起を行い（巻末掲載）、緊急の実態調査を実施して結果を公表した（巻末掲載）。

【公益目的事業1 保健医療分野の社会福祉及び福祉サービスに係る調査研究事業の実施】

1. 医療ソーシャルワーカーの適正配置等に関する調査研究事業

(1) 令和6年度診療報酬改定の説明会（各都道府県協会からの依頼による）を実施した。併せてオンラインセミナーで診療報酬改定の実践報告を行った。

(2) 令和8年度診療報酬改定に向けて、「外来ソーシャルワークチーム」「小児周産期ソーシャルワークチーム」を立ち上げ、メンバーを会員から公募し、取り組みを開始した。

- (3) 循環器疾患等の疾患や社会情勢に合わせ調査研究を行った。
- (4) 循環器病対策基本法チーム活動を行い、脳卒中・心臓病等総合相談支援センターモデル病院情報交換会を開催（2回）した。
- (5) 公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団2021年度（前期）公募助成「在宅療養支援診療所における医療ソーシャルワーカーの配置実態とそのコンピテンシーの探求」について、終了報告書および成果報告書を提出した。
- (6) データ活用術に関してオンラインセミナーを開催した。

2. 病院ソーシャルワーカーの業務指標開発に関する調査研究事業

これまでの医療機関で使用可能なデータシステムの開発、現在のデータシステム「MAMBO」を導入した医療機関の使用状況、研究結果、Q&Aをホームページで公開する取り組みを行った。

3. ソーシャルワーク実践のための倫理的共通規範の確立・普及に関する事業

「医療ソーシャルワーカーの行動基準のガイドライン」(2023年度作成)を医療ソーシャルワーカー等に周知し、倫理的共通規範の啓発を行った。

4. 国際的学術交流に関する事業

国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）は専門的なソーシャルワークの世界的な団体である。世界141か国のソーシャルワーク団体で構成され、国連などの専門機関と連携している。当協会は、アジア太平洋地域（32か国）会長を輩出し、会長の国際活動をバックアップした。特に、IFSWのアジア太平洋地域事務局としての機能を果たし、アジア太平洋地域ソーシャルワーク会議の企画運営、トルコ・シリア大地震の支援と視察、台湾ソーシャルワークの全国大会での講演を行った。諸外国のソーシャルワークに関する情報収集、ネットワーク強化、プラットフォーム構築のための活動をサポートした。JFSW国際委員会の委員を輩出し、国際ソーシャルワークのイベントの企画運営にかかわり、3月の世界ソーシャルワークデーには、「日本社会の変容と移民の受け入れ体制を考える」のセミナーを開催した。

1 から4までの事業について、個人情報保護や機密性に配慮しながら、調査結果や収集した情報を会員及び国民へ公開した。

- (1) 会誌「協会ニュース」を年4回発行した。
- (2) 機関誌「医療と福祉」を年2回発行した。投稿規程等の改定を行い、新たな規程による投稿を受ける仕組みを整えた。また、ホームページの会員サイトで過去の掲載論文の「検索システム」を継続、広報した。
- (3) 保健医療分野の福祉サービスに係る普及啓発のため、ホームページ、YouTubeチャンネル等にて国民や会員等向けに情報発信を行った。
- (4) 毎週メールマガジンを発信し、会員へ迅速な情報提供を行った（2025年3月末登録件数1,608件／前年比58件増）。

【公益目的事業2 保健医療分野の福祉サービスに携わる社会福祉士の専門知識及び技術の習得及び向上に資する研修事業の実施】

1. 医療ソーシャルワーカーの専門知識及び技術の習得等に資する本会主催の研修の実施・管理

- (1) 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰを実施した（修了者数 第1回104名、第2回111名）。

- (2) 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱを実施した（修了者数 第1回64名、第2回66名）。
- (3) 実習指導者養成認定研修を実施した（修了者数 第1回52名、第2回51名）。
- (4) 人材開発・養成講座を実施した（受講者数 35名）。
- (5) スキルアップ研修として、次の研修を実施した。
 - ①スーパービジョン（受講者数 52名）
 - ②インテグレイティブ・ショートターム・トリートメント（ISTT）理論トレーニング（受講者数Ⅰ 23名、Ⅱ 27名）
 - ③面接技術 ～ソリューション・フォーカスト・アプローチ～（修了者数 32名）
 - ④入退院支援専門ソーシャルワーク研修（修了者数 第1回37名）
 - ⑤周産期・小児ソーシャルワーク研修（修了者数 38名）
 - ⑥ソーシャルワークにおける就労支援（受講者数 48名）
 - ⑦認知症の方へのソーシャルワーク支援（受講者数 42名）
 - ⑧医療機関におけるソーシャルアクション（受講者数 48名）
 - ⑨ソーシャルワークにおける臨床倫理（受講者数 49名）
- (6) 社会福祉を学ぶ学生のための医療ソーシャルワーク学生講座を実施した（受講者数 26名）。
- (7) 各研修修了者の登録・管理を行った。

2. 日本社会福祉士会と共催するソーシャルワーク専門研修の実施・管理

保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修（医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅲ）を実施した（修了者数 24名）。

3. 研修統括事業部以外の担当部署が実施するセミナーその他の行事の統括及び他部署との調整

- (1) 在宅医療ソーシャルワーク研修会を実施した（修了者数 48名）。
- (2) 老健ソーシャルワーク研修会を実施した（修了者数 48名）。
- (3) 依存症リカバリーソーシャルワーク研修（オンラインセミナー「災害時のこころのケアと自殺対策－基本姿勢やアルコール関連問題の対応を含めて－」を実施した（申込者数57名）。
- (4) 身元保証人問題へのソーシャルワーク研修を実施した（「基礎編」「実践編」合わせ修了者数 436名）。
- (5) フレッシュ医療ソーシャルワーカー研修会を実施した（受講者数 第1回69名、第2回60名）。
- (6) オンラインセミナーを年6回実施した（第1回「診療・介護報酬改定その1～MSWと介護支援専門員との連携」申込者数 237名、第2回「診療・介護報酬改定その2～（急性期、回復期）各対応」申込者数202名、第3回「初めてのデータ活用術」申込者数 143名、第4回「ソーシャルワーク実習～新カリキュラムへの対応」申込者数114名、第5回「外来ソーシャルワークを考える」申込者数202名、第6回「SWの思考と言動を振り返る～Kolbの経験学習モデルを応用した振り返り」申込者数114名）。

4. 研修の実施・評価・計画

- (1) 実習指導者養成研修担当チーム会議を開催、研修内容や運営の評価、研修計画を行った。
 - ①実習指導者養成認定研修を企画・運営・実施した。
- (2) 研修事業検討担当チーム会議を開催、研修内容や運営の評価、研修計画を行った。
 - ①医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ、医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅱ、スキルアップ研

修を企画・運営・実施した。

②医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰ・Ⅱのシラバスを改訂した。

③基幹研修Ⅰをe-ラーニング及びWebライブ研修の形態に変更した。

(3) 保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修担当チーム会議を開催、研修内容や運営の評価、研修計画を行った。

①保健医療分野におけるソーシャルワーク専門研修（医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅲ）を企画・運営・実施した（日本社会福祉士会との協働）。

(4) 都道府県協会研修担当者会議を開催した（1回目：2024年7月、2回目：2025年1・2月）。

(5) 都道府県協会に対する講師紹介（派遣）事業を実施した（18回）。

(6) 医療ソーシャルワーカー基幹研修Ⅰの都道府県協会・会員への提供に向けた検討を行った。

(7) 日本社会福祉士会等との協働事業の取り組みについて検討した。

(8) その他、教育・研修全般について必要な検討を行った。

5. こども家庭ソーシャルワーカー認定資格受検のための指定研修の実施

児童福祉法改正を踏まえ、児童虐待相談件数の増加を背景に、こども家庭ソーシャルワーカー養成に職能団体として貢献するため、時間的な問題があり当協会単独で開催した。48名の受講者全員、修了を迎えた（当協会員28名、非会員20名、研修期間は11/1～2/16）。

【公益目的事業3 認定医療ソーシャルワーカー制度の整備並びに資格付与に関する事業の実施】

1. 認定医療ソーシャルワーカーの認定及び登録

(1) 認定医療ソーシャルワーカーの認定付与及び登録する事業として、以下を実施した。

①2023年度（第14期）審査合格者の登録

新規：38名 更新（1回目・2回目合計）：43名

②2024年度（第15期）申請受付

新規：31名 更新（1回目・2回目合計）：40名

③認定医療ソーシャルワーカー停止（失効）者への啓発・再申請の案内送付

(2) 認定医療ソーシャルワーカー認定審査会を1回開催し、2024年度（第15期）の申請に対する認定審査を行った。

(3) 都道府県協会等関係団体の研修シラバスポイント審査を178件行った。

2. 認定医療ソーシャルワーカーと認定社会福祉士のダブル取得の促進

(1) 「認定社会福祉士認定研修（認定社会福祉士認証・認定機構（以下、機構という）の受託事業、日本社会福祉士会と共催）」を実施するとともに、認定医療ソーシャルワーカーに向けて、認定社会福祉士ルートの啓発及び認定研修の案内を行った。

(2) 機構又は日本社会福祉士会の認定事業推進に関する各種会議へ参画した。

(3) 認定医療ソーシャルワーカー制度の評価と今後のあり方について検討した。

3. 実践現場におけるスーパービジョン体制構築への支援と機構へのスーパーバイザー登録の推進

(1) 「スーパーバイザー養成認定研修」を2回実施し、修了者へ修了証明書を発行した（修了者数 第1回19名、第2回33名）。

(2) 「機構スーパービジョン説明会（機構の受託事業）」を2回実施し、修了者へ修了証明書を発行した（修了者数 第1回12名、第2回14名）。

- (3)「機構スーパーバイザー登録推進研修」を2回実施し、参加者に具体的な申請方法を解説しながら登録申請を推奨した（受講者数 第1回10名、第2回8名）。
- (4)「登録スーパーバイザーのためのアドバンス講座」を1回実施し、現場で実際にスーパービジョンを行う立場のソーシャルワーカーに対するバックアップを行った（受講者数 11名）。
- (5)「グループスーパービジョン体験研修」を2回実施し、グループスーパービジョン（2022年機構認可）を実践できるよう、機構の手順に沿い、体験演習を行った（受講者数 第1回8名、第2回11名）。
- (6) 機構スーパーバイザー登録申請の受付及び、推薦状の発行、登録者管理を行った。
- (7)「スーパーバイザー登録事業運営会議」を1回開催し、保健医療分野におけるスーパービジョン体制の啓発、並びに機構への登録のための課題を検討した。

4. 当協会の主催する認定社会福祉士認証・認定機構の研修認証の維持

当協会の主催研修のうち、機構から研修認証を受けている研修の認証維持を行った。

5. 認定制度の普及啓発

- (1) 認定制度の啓発のためのYouTube動画を作成・配信した。
- (2) ホームページに公開されている認定医療ソーシャルワーカー及び登録スーパーバイザーの一覧を更新し、都道府県及び所属機関への配置状況が分かるよう、掲載方法を検討した。
- (3) 都道府県協会等研修シラバスポイント一覧を更新して公開した。
- (4) 都道府県協会の研修担当者向けの説明会において制度についての解説を行った。
- (5) 全国大会で制度の意義や申請ポイントについてのワークショップを開催した。
- (6) オンラインセミナー「SWの思考と言動を振り返る～Kolbの経験学習モデルを応用した振り返り～」を開催し、申請の促進を図った（参加者110名）。

【公益目的事業4 社会貢献に関する事業の実施】

1. 国内における災害発生時の支援活動及びソーシャルワーカー派遣事業の実施

- (1) 令和6年能登半島地震の被災者支援活動について石川県医療ソーシャルワーカー協会をはじめとする関連団体と連携し、以下の活動を行った。
 - ①石川県からの依頼に基づき、2024年1月22日より「いしかわ総合スポーツセンター」（1.5次避難所）へ医療ソーシャルワーカーの派遣を行い、9月末まで石川県医療ソーシャルワーカー協会と連携して災害支援活動を行い、全国大会での報告、中間報告書の作成も行った。閉鎖後も、終了・総括作業に取り組み、並行して講演活動、学会発表等、様々な観点からの活動分析を継続した。
 - ②石川県珠洲市からの依頼・委託契約に基づき、現地責任者として医療ソーシャルワーカー1名を常駐で派遣し、生活再建支援等を行った。
 - ③上記派遣に基づく全国の医療ソーシャルワーカーの派遣を継続し、2025年3月末までで50名（実人数）名が活動した。
 - ④被災した会員の会費助成事業を実施し、2025年3月末までで9名に助成した。
 - ⑤募金活動を行い、2025年3月末までに3,549,713円の寄付金を受け、災害支援活動に活用した。
- (2) 災害対策要綱に基づき、災害発生時の組織運営の在り方を検討・指針の作成を行った。
 - ①都道府県協会の災害担当者との情報交換会を開催（2024年11月）し、都道府県協会に当協

会から報告を行い、グループワークにより都道府県協会同士の情報交換の場を設けることができた。

- ②災害支援ガイドライン案を作成し、意見交換を行い、2025年度から活用できるよう準備した。

2. 患者家族のための権利擁護活動

- (1) アピール・提言活動として、以下の医療基本法推進事業を実施した。

- ①患者の権利法をつくる会、フォーラム、シンポジウム、医療基本法議員連盟総会等へ参加し、2024年11月の患者の権利法をつくる会の総会・シンポジウムでは当協会からシンポジストを派遣し、他団体との意見交換に参加した。
- ②会員への広報活動として、ホームページ、協会ニュース、メールマガジン等での広報活動を行った。
- ③都道府県協会及び会員との「医療基本法要綱案（医療基本フォーラム版）」に関するオンライン学習会を9月に開催し、多くの参加者があった。
- ④賛同団体の増加に向けた取組みとして、医療基本法に関する昨年度及び今年度を実施した意見交換会及び学習会での資料教材を当協会のYouTube等で視聴できる機会を確保した。

- (2) 人権擁護と医療ソーシャルワーク活動として、以下の身元保証人問題対応事業を実施した。

- ①2024年5月に「高齢者等終身サポート事業ガイドライン（案）」に対するパブリックコメントを提出した。
- ②会員及び非会員に対しての知識の普及啓発の機会として「身元保証人問題とソーシャルワーク【基礎編】【実践編】」のオンラインセミナーを実施し、多くの会員が受講した。
- ③日本弁護士連合会と定期的に会議を開催し、全国での身元保証人問題の意見交換を行うとともに、医療現場で生じている患者の権利侵害についても意見交換を行った。
- ④2024年3月に厚生労働省医政局長に提出した「身寄りのない状態で意思決定が困難な人に生じる社会的課題に関する要望書」に基づき、全国の医療機関の実態調査を他団体の協力も得て実施し、結果の公開に向けた準備を実施した。

- (3) 人権擁護と医療ソーシャルワーク活動として、以下の依存症リカバリーソーシャルワーク事業を実施した。

- ①アルコール依存症支援のための研修として、久里浜委託全国研修を5団体協同で実施した（日本精神保健福祉士協会、日本社会福祉士会、日本ソーシャルワーカー協会、日本アルコールソーシャルワーカー協会、当協会の5団体で連携）。
- ②2026年度アルコール健康障害対策基本計画（第3期）の見直しに向けて、当協会として提言の準備を行った。
- ③一般医療機関の医療ソーシャルワーカーへアルコール依存症支援内容の提示や全国の依存症に関わる情報を毎週発信した。
- ④依存症関連団体、依存症関連学会、職能団体との連携・協働（厚生労働省依存症研修等）に参画した。
- ⑤厚生労働省2024（令和6）年度依存症民間団体支援事業として「依存症と被災地支援」の研修を実施し、被災地におけるアルコール依存症の問題を取り上げ28名が受講した。被災地からの受講者費用の助成も行った。

- (4) 人権擁護と医療ソーシャルワーク活動として、自動車事故被害者の支援情報の普及啓発を実施した。

- ①自動車事故被害者への支援について独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）の方によるオンライン説明会を開催した（2024年8月2日、参加者数162名）。
- ②当協会組織内における自動車事故被害者支援体制の検討を行った。

3. ハンセン病患者及びハンセン病回復者に対する支援活動及び権利擁護活動

- (1) ハンセン病回復者等への支援活動事業として、以下を実施した。
 - ①ハンセン病回復者及び家族の地域生活を支える活動を行う「ハート相談センター」（運営：日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW））へ相談員を派遣した。
 - ②全国の支援機関と連携しての高齢化が進む回復者及び家族への個別支援と相談支援を行った。
 - ③「ハート相談センター」の事務局機能を担い、運営に協力した。

【組織運営に関する事業の実施】

当協会の組織運営に関して、以下の事業を実施した。

- 1. 会員の入会、退会に関する事務業務及び会員に関する情報の管理その他会務運営に必要な業務
 - (1) 会員の入退会に関する審査管理を行った。
 - (2) 個人情報保護規程における個人情報管理を行った。
- 2. 永年表彰受賞者の選定及び表彰の実施に関する業務
第72回大分大会にて表彰を行った（48名）。
- 3. 本会の定款及び施行規則に基づく諸規程の整備その他公益認定の維持に関する業務
 - (1) 公益法人維持にかかる事務として、関係法令の改正動向等を注視し、必要に応じ対応した。
 - (2) 本会の定款及び施行規則に基づく諸規程の整備を行った。
- 4. 全国大会開催に関する業務
 - (1) 第72回大分大会を2024年6月に開催した（参加者数 1,131名）。
 - (2) 以下の大会の開催準備及び実行するための全国大会チームの運営調整を行った。
 - ①第73回三重大会の開催準備
 - ②第74回岩手大会の開催準備
 - (3) 第75回大会の開催地を決定（愛知県）
- 5. 医療ソーシャルワーカーの業務についての指針
業務指針改定チームを設置し、改定に向け、本会として準備を整えるための検討を行った。
- 6. 全国医療ソーシャルワーカー協会会長会の事務局に関する業務
 - (1) 会長会の適切な運営のため、事務連絡・会計・メーリングリスト運用等の事務局機能を担った。
 - (2) 会長会ホームページへの適宜情報アップロード、各都道府県協会との連絡・調整を図った。
 - (3) 全国医療ソーシャルワーカー協会基礎調査を定例実施するため、昨年度と同時期に各都道府県協会の協力を得て調査を実施し、全協会から回答を得て、集計や結果の報告を行った。

7. 社員総会

第14回社員総会を第72回大分大会会期中に開催した。

【法人運営に関する事業の実施】

当協会の法人運営に関して、以下の事業を実施した。

1. 本会の財産管理及び出納に関する業務

2. 収支計算書、収支予算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等の原案の作成に関する業務

3. 会員情報データベース事業

会員情報データベースを用いて、研修事業や委員の推薦等の公益目的事業において活用、全国大会でのセミナー、広報を行い、一部のデータのホームページ上の公開に向けても取り組んだ。

4. 運営に関する業務

(1) 「中期事業計画」の重点課題について、理事による検討会を開催して検討を行い、法人運営部内で課題と対策の整理を行い、各事業部での検討と事業への反映を依頼した。

(2) 持続可能な協会運営に関する関連機関との連携に関する業務等の整理、及び役割分担等の検討を行った。

5. 関連団体・機関との連携

(1) 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）

構成団体として代表者会議及び各委員会へ出席するとともに、以下の事業に参加した。また、幹事団体として各会議・委員会運営等の役割を担い（任期：2022年7月～2024年4月）、任期終了に伴い次期幹事団体（日本精神保健福祉士協会）への業務引継ぎを行った。

①ソーシャルワーカーの職務に関する知識及び技術の向上に関する事業として、「ハート相談センター」の設置運営等へ協力した。

②ソーシャルワーカーの資格制度の発展及び社会的地位の向上に関する事業として、「ソーシャルワーカーデー」や日本社会福祉士会栃木大会のJFシンポジウムへシンポジストを派遣し開催へ協力した。

③国際ソーシャルワーク連盟（IFSW）に関する事業として、国際会議への出席、「世界ソーシャルワークデー」の普及啓発及び記念イベントを実施した。

④こども家庭ソーシャルワーカー認定資格受検のための指定研修の共同実施の提案を行った。

⑤「旧優生保護法国賠訴訟の最高裁判決に対する声明」「高額療養費制度の見直しに関する声明」を公開した。

(2) ソーシャルケアサービス研究協議会（SCS）

構成団体として活動に参加した。調査研究は実施されなかった。

(3) 一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（JSWC）

設立団体として評議員会及び理事会に参加した。なお、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の受検のための研修として11団体が54件の研修を実施、2025年3月9日に第1回認定試験が実施され、781名が受検し、703名が合格した。

〔設立団体〕

日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、当協会

(4) チーム医療推進協議会

- ①構成団体として活動に参加した（研修、学会、会長懇談会等）。
- ②理事会、総会へ理事・代議員を派遣した。
- ③チーム医療推進学会の幹事団体として2025年2月23日に「チーム医療で行う意思決定支援と連携」をテーマとした学会を開催した。

(5) NPO地域共生を支える医療・介護・市民全国ネットワーク

団体会員として、「全国の集い」等活動へ支援・周知協力した。

(6) 難病患者支援活動

賛同団体として、JPA（日本難病・疾病団体協議会）フォーラム等活動へ支援・周知協力した。

(7) アルコール健康障害対策基本法推進ネットワーク（アル法ネット）

- ①幹事団体として活動に参加した（調査・政策提言、研修等）。
- ②アル法ネット幹事会の副代表を派遣した。

(8) 国民医療推進協議会

国民皆保険制度を守るためのアピール活動へ協力した。

(9) 国際医療技術財団（JIMTEF）

- ①構成団体として災害医療研修へ会員の参加を推薦した。
- ②医療関連職種団体協議会へ委員を派遣した。

(10) 患者の権利法をつくる会

- ①共同提案団体として、医療基本法制定に向けての活動に参加した。
- ②世話人会へ世話人を派遣した。

(11) 全日本病院協会

全日本病院協会医療ソーシャルワーカー研修会を年2回実施した（共催）。

(12) 日本在宅医療連合学会

- ①在宅医療インテグレーター養成講座を実施した（共催）。
- ②在宅医療インテグレーター養成講座の第三者評価のための委員を派遣した。

(13) 日本脳卒中医療ケア従事者連合（SCPA）

- ①社員団体として活動に参加した（研修、調査、支部設立に向けた連携等）。
- ②理事会、総会へ理事を派遣した。

(14) 救急認定ソーシャルワーカー認定機構

- ①協力団体として活動に参加した（研修、当協会会員への普及啓発等）。
- ②救急認定ソーシャルワーカー認定機構理事会へ当協会選出理事を派遣した。

(15) 日本在宅ケアアライアンス

賛助会員として、在宅医療の普及・推進・向上をめざした調査・政策提言、研修等の活動へ支援・周知協力した。

(16) 日本アドバンス・ケア・プランニング研究会

医療・介護従事者向けの研修会を共催で行った。

(17) はばたき福祉事業団

新たに双方で賛助会員となり、今後の連携について協議を行った。

(18) 厚生労働省・関係省庁

- ①診療報酬・介護報酬改定、両立支援等について関係部局と協議を行った。

- ②各政策の企画立案・実施のための会議へ委員を派遣した。
- ③医政局地域医療計画課外来・在宅医療対策室に研修生を1名派遣した。
- ④2025年4月から医療ソーシャルワーカーの業務の所掌が健康・生活衛生局から医政局へ移管されることについて、経過説明文書を作成し、会員及び都道府県協会へ周知を行った。

6. 団体統合に向けた協議

日本社会福祉士会との事務所移転や、ソーシャルワーク関連団体との協働事業等について、協議を継続した。

7. 日本医療ソーシャルワーカー協会設立75年史

医療ソーシャルワーク年史・周年誌検討チームを設置し、今後の発行計画の検討を行った。

8. その他、独立した委員会の設置・運営に関する業務

- (1) 倫理委員会開催を要する事案の発生はなかった。
- (2) 倫理審査委員会を設置し、会員による調査研究が、関係法令及び倫理綱領に適合することを事前審査した。

9. 組織基盤の安定化、業務の効率化のため弁護士、税理士、社会保険労務士と顧問契約を継続した。

10. その他、必要な法人運営に関する事業を行った。

以 上